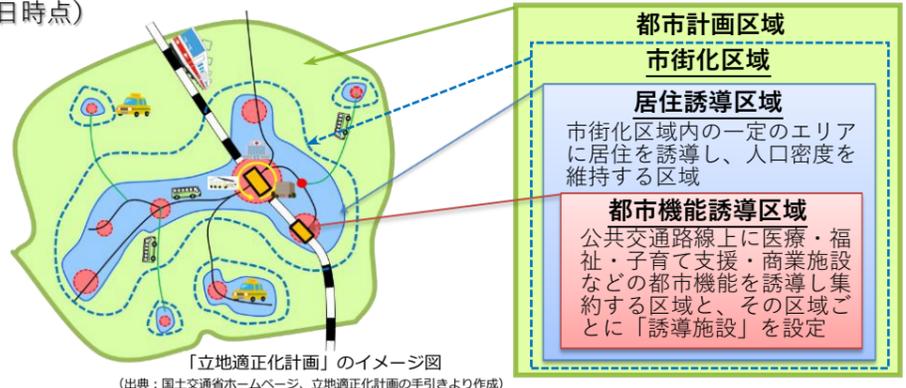


「小樽市立地適正化計画 基本方針骨子（案）」に係る協議について

1 「立地適正化計画」とは

- ・「立地適正化計画」とは、平成 26 年の都市再生特別措置法等の一部改正に伴い創設された、住宅及び都市機能増進施設（誘導施設）の立地の適正化を図るための計画
- ・具体的には、「コンパクト・プラス・ネットワーク※」の考え方を踏まえ、人口減少下においても持続可能で効率的なまちづくりを進めるため、下のイメージ図のとおり、**市街化区域内に「居住誘導区域」と「都市機能誘導区域」を定め、居住と医療・福祉・商業等の生活サービス施設等を長期間かけて、それぞれの区域に緩やかに誘導し、人口密度を維持することにより、「生活利便性の向上」、「地域経済の活性化」、「行政コストの削減」、「地球環境への負荷低減」などを図るもの**
- ・道内では、札幌市や室蘭市など 25 都市が計画を策定・公表し、計画に基づく施策を進めている。
(令和 4 年 4 月 1 日時点)

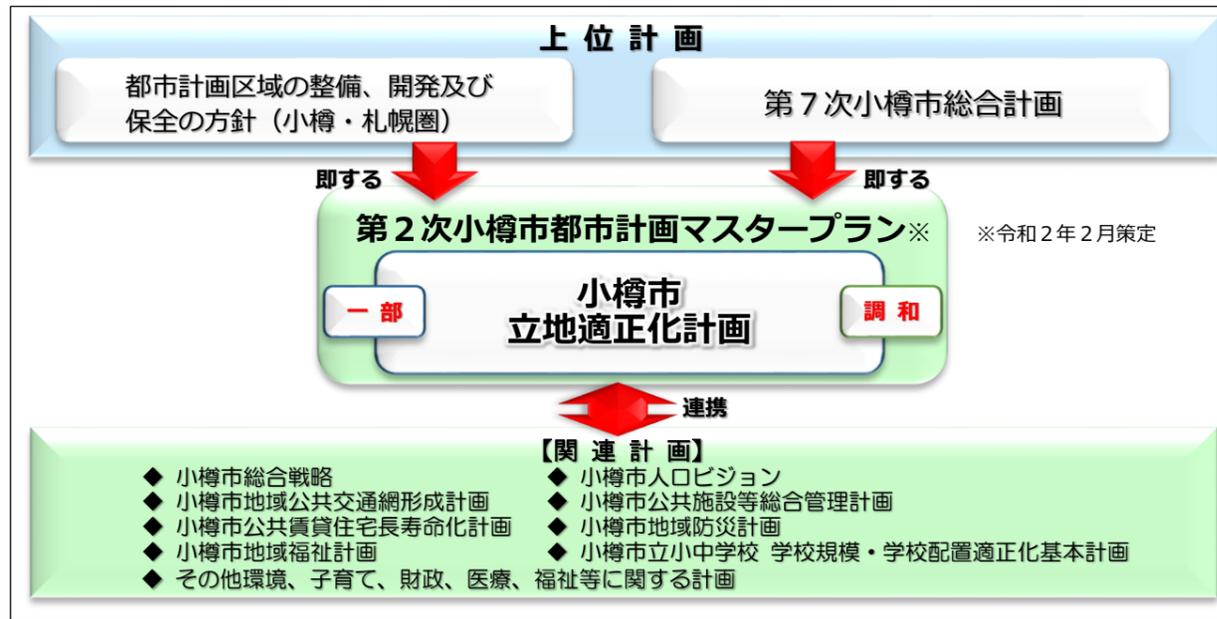


※「コンパクト・プラス・ネットワーク」とは
国土交通省が推進する住宅や医療・福祉、商業施設などがまとまって立地し、高齢者を始めとする住民が徒歩や公共交通などによりこれらの施設等に容易に行き来できるまちづくりの考え方

2 計画の位置付け

本市の最上位計画である総合計画や北海道の整備、開発及び保全の方針に即するとともに、計画が策定・公表されたときは、**都市計画マスタープランの一部**とみなされ、**調和が保たれたものでなければならない**とされている。(都市再生特別措置法第 81 条、第 82 条)

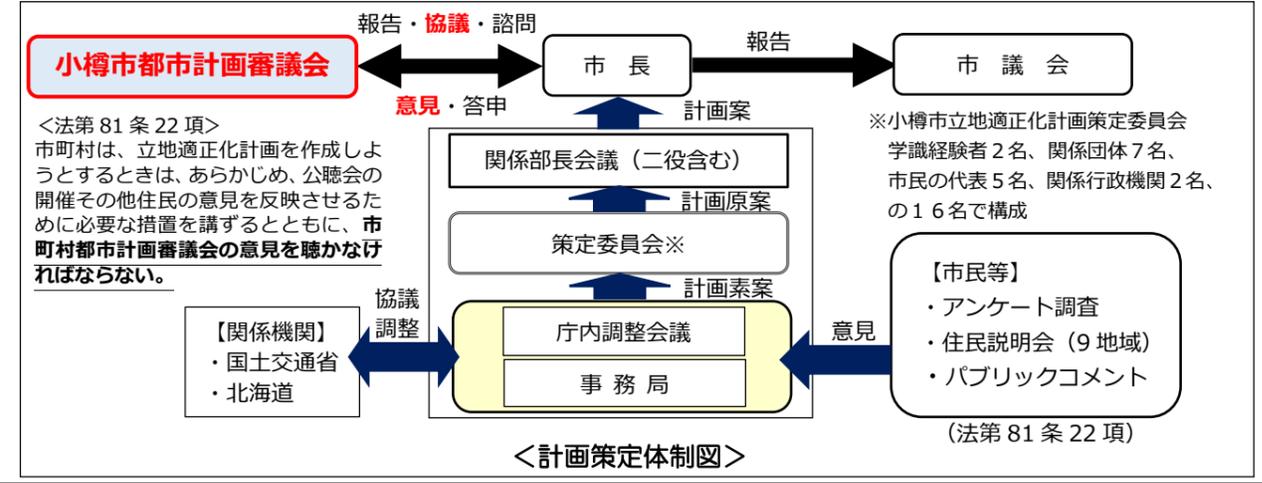
また、都市全体の観点から作成する居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランであることから、地域公共交通、公共施設再編、住宅、防災、医療・福祉、学校・教育など、多様な分野の計画・施策との連携を図りながら計画を推進



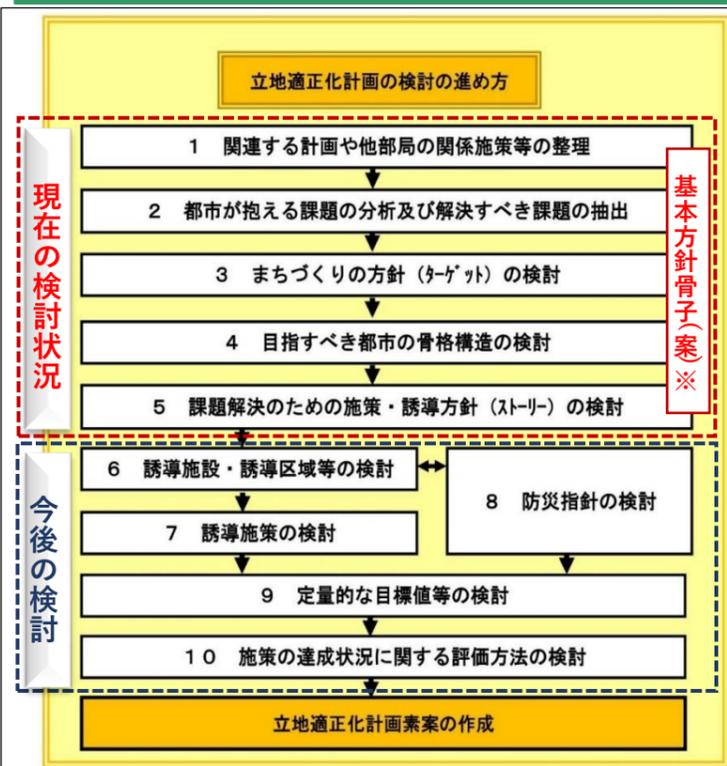
3 本日の協議趣旨

都市再生特別措置法において、**立地適正化計画を作成しようとするときは、あらかじめ、市町村都市計画審議会の意見を聴かなければならない**とされていることから、「**小樽市立地適正化計画 基本方針骨子(案)**」に係るパブリックコメントの実施に先立ち、**小樽市都市計画審議会に協議するもの**

協議の主な視点 → 小樽市都市計画マスタープランとの「調和」が保たれたものとなっているか。



4 現在の検討状況と今後



- これまでの経過
- 令和 3 年 8 月 4 日
第 189 回小樽市都市計画審議会（報告）
・小樽市立地適正化計画の策定について
 - ◎令和 3 年 10 月 22 日
小樽市立地適正化計画策定委員会（第 1 回）
・小樽市立地適正化計画の策定について
 - ◎令和 3 年 11 月 26 日
小樽市立地適正化計画策定委員会（第 2 回）
・計画区域・期間、関係施策の整理等
 - ◎令和 4 年 4 月 8 日
小樽市立地適正化計画策定委員会（第 3 回）
・都市が抱える課題の分析及び解決すべき課題等
 - ◎令和 4 年 9 月 13 日
小樽市立地適正化計画策定委員会（第 4 回）
・まちづくりの方針、目指すべき都市の骨格構造
課題解決のための施策・誘導方針の検討
・基本方針骨子（素案） → 了承
 - 令和 4 年 10 月 14 日（本日）
第 194 回小樽市都市計画審議会（協議）
・小樽市立地適正化計画基本方針骨子(案)について

「基本方針骨子（案）」
パブリックコメント実施（11月予定）

立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）抜粋
※「小樽市立地適正化計画 基本方針骨子（案）」
これまでの策定委員会における検討の内容の骨子（要点）をまとめたもの。

5 計画策定スケジュール

「資料No. 1・別紙」参照